

江田島市未来創造支援金交付要綱

令和2年8月25日

(趣旨)

第1条 市は，新型コロナウイルス感染症により，従来の経済活動が縮小する中においても，地道な販路開拓等により売上高の増加への取組，販売促進や誘客への取組，事業再開に向けた新型コロナウイルス感染症予防対策への取組，国や県などの支援策を活用する取組を行い雇用の維持や事業の継続を図る事業者に対して支援金を交付するものとし，その交付に関しては，江田島市補助金等交付規則（平成16年江田島市規則第50号。以下「規則」という。）に規定するもののほか，この要綱で定めるところによる。

(支援金交付の対象)

第2条 この要綱の規定による支援金の交付対象者は，次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 江田島市内に所在し，事業を行っている者であること。ただし，風俗営業又は性風俗関連特殊営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項又は第5項に規定するものをいう。）に該当するものを除く。
- (2) 個人においては事業収入を得ており，確定申告を行っている者であること。
- (3) 「江田島市医療従事施設等支援金」，「江田島市公共交通支援補助金」等の類似した制度の交付を受けていない者であること。
- (4) 前年度以前の市税を滞納していない者であること。
- (5) 江田島市暴力団排除条例（平成23年江田島市条例第1号）第2条各号に規定する暴力団，暴力団員及び暴力団員等のいずれにも該当しない者であること。

(支援対象事業)

第3条 この支援金の交付の対象となる事業は、令和2年度に実施した、次に掲げる事業とする。

(1) 新商品開発・販路拡大事業

(2) 販売促進・誘客事業

(3) 感染防止対策事業

(4) 事業継続支援事業

(支援対象事業の内容)

第4条 前条に掲げる事業の内容は、別表のとおりとする。

(補助率及び限度額)

第5条 支援金の補助率は、別表に掲げる率とし、上限を30万円、下限を3万円とする。

2 前項の規定により算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 経費に係る消費税及び地方消費税額は補助対象経費から除く。

4 支援対象経費に対し、同一費目に別の助成措置を受けたときは、当該支援対象経費から当該助成措置等の額を控除する。

5 本要綱による支援は、1事業者に対し1回限りとする。

(支援金の交付申請)

第6条 支援金の交付を希望する者（以下「交付申請者」という。）は、江田島市未来創造支援金交付申請書（様式第1号）に、同意書（様式第2号）と必要な書類を添え、市長が定める日までに提出しなければならない。

(支援金の交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、書類の審査を行い、適当と認めるときは、江田島市未来創造支援金交付決定通知書（様式第3号）を交付申請者に通知するものとする。

2 市長は前項の規定により交付の決定に係る通知をするときは、これに必要な条件を付することができる。

(事業の変更承認)

第8条 前条第1項の規定により支援金の交付決定を受けた事業者

(以下「交付決定者」という。)は、支援対象事業の事業内容及び事業計画に著しい変更をしようとする場合は、江田島市未来創造支援金変更承認申請書(様式第4号)に必要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、当該変更の内容について、相当と認めた場合は、江田島市未来創造支援金変更承認書(様式第5号)を交付決定者に通知するものとする。この場合において、支援金の額は前条第1項の規定により支援金の交付を決定した額を超えないものとする。
(実績報告書)

第9条 交付決定者は、支援対象事業が完了した場合は、完了日から1か月以内又は申請年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、江田島市未来創造支援金実績報告書(様式第6号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。なお、完了日は申請年度の3月31日を超えることはできない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第3条第4号の事業については、第6条の書類の提出をもって、前項の実績報告書に代えるものとする。

(支援金の交付)

第10条 前条第1項の実績報告書の提出があった場合は、速やかに内容の審査及び必要に応じた現地調査を行い、相当であると認めるときは、支援金の額を確定し、支援金を交付するものとする。

(支援金の請求)

第11条 交付決定者は、前条の規定による支援金の交付を受けようとするときは、江田島市未来創造支援金交付請求書(様式第7号)により、市長に支援金の交付請求を行わなければならない。

- 2 市長は前項の規定による請求を受けたときは、速やかに支援金を支払うものとする。

(決定の取消し)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると

認める場合は、支援金交付の決定の全部又は一部を取り消して、既に交付した支援金があるときは、当該支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱の規定又は交付の決定に付した条件に違反したとき。

(2) 偽りの申請その他不正の手段により支援金の交付の決定を受けたとき。

(3) その他市長が不相当と認めるとき。

(帳簿等の備付け)

第13条 規則第22条に規定する市長が定める期間は、補助対象事業の属する年度の翌年度から5年間とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月25日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表（第4条，5条関係）

（1）新商品開発・販路拡大事業

事業の内容	持続的な経営に向け事業者の新商品の開発や販路拡大の取組を支援する。	
支援対象経費・補助率	新商品の開発，販路拡大に伴う経費	全額
	10万円を超える備品・工事費に伴う経費	2分の1

（2）販売促進・誘客事業

事業の内容	事業者が行う販売促進や誘客への取組を支援する。	
支援対象経費・補助率	プレミアム付き役務の提供，商品の販売にかかる経費（飲食店は除く）	商品・販売額の5分の1
	飲食店の販売に係るえたじまブランド認定品等の仕入れに係る経費	2分の1
	販売促進物の作成 その他販売促進，誘客の取組に係る経費	全額

（3）感染防止対策事業

事業の内容	事業を継続するために必要な感染防止対策の取組を支援する。	
支援対象経費・補助率	新型コロナウイルス感染症防止対策に係る経費	全額
	エタジマミライト登録店舗が市が定める新型コロナウイルス感染症防止対策を一定以上行うものに係る経費	定額5万円
	10万円を超える備品・工事費に伴う経費	2分の1

（4）事業継続支援事業

事業の内容	国県等の新型コロナウイルス感染症対策に係る事
-------	------------------------

	業の事業者負担分を支援する。	
支援対象経 費・補助率	家賃支援給付金の事業者負担分	2分の1
	その他の対策事業の事業者負担分	全額